

## 北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月5日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 桂川 将典

### 定例監査の結果について

#### 1 監査の対象及び実施期間

総務課及び議事課

対象期間 令和7年4月1日から令和8年1月28日までの所管事務

実施期間 令和7年12月24日から令和8年1月28日まで

#### 2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

#### 3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

総務課及び議事課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

#### <総務課>

主な所管事務は、市域や市内の地名の変更、公印の管守、公告式、文書の收受及び発送、完結文書の整理保存、情報公開、個人情報保護、条例、規則等の審査、例規集の整備、陳情、請願等の受付、指定管理者制度、学習等供用施設、行政相談委員、審査請求及び訴訟の総括、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、い

じめ問題調査委員会、市議会との連絡調整、全庁的な連絡調整及び幹部会議、自衛官及び自衛官候補生の募集、庁舎、コミュニティセンター、不当要求、当直、平和啓発事業、総務部の庶務、他の部の所管に属さないことに関する事務である。

(1) 収入事務について

広告料事務において、広告申込書に受付印のないものがあった。

意 見

- (1) 行政財産使用料の免除にあたっては、本来使用料が施設維持管理の原資であり税金等も充てられていることから、社会状況の変化も考慮し慎重にその可否を検討されたい。
- (2) 会計年度任用職員の労務管理において、規程に沿った適切な管理となるよう注意されたい。
- (3) 契約事務において、随意契約を行うにあたり、その理由は適切なものとなるよう検討されたい。

**<議事課>**

主な所管事務は、議会議員の身分及び議員報酬等、議会議員共済会等議員互助、議会議員の公務災害補償等、議会に係る儀式及び交際、議長会等、議会の公印の管守、議会の文書の收受、発送及び保存、議会の予算及び会計、議会の広報及び広聴、議会事務局職員の任免、服务等、本会議、委員会及びその他の会議、議会に係る条例、規則等の制定及び改廃、議会議員提出議案、請願、陳情、決議、意見書等、議案の審議に必要な資料の調製、議会における選挙、公聴会、議員の調査研究及び視察研修、市政全般の調査及び情報の収集、議場その他議会関係室の管理、議会の傍聴、議会図書室の整備及び管理、会議録の調製及び保管、議会のインターネット映像配信、議会 ICT、議会の庶務に関する事務である。

(1) 支出事務について

行政視察業務において、提出された報告文書に受付印のないものがあった。

意 見

契約事務の実施にあたっては、契約規則等に沿った手続きを執行するとともに、決裁時の内容確認を徹底されたい。